

鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領

令和3年6月11日 鶏卵輸出3発第13号

第1 趣旨

日本畜産物輸出促進協議会鶏卵輸出部会（以下「鶏卵輸出部会」という。）は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要綱」（令和3年1月28日付け2生産第1717号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱」（令和3年1月28日付け2生産第1717号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領」（令和3年1月28日付け2 生産第1817号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助を受け、鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第2 事業の概要

本取組においては、鶏卵輸出に関してシンガポール・米国等が要求するサルモネラ菌の低減や検査等の課題の解決に必要な会議の開催、試験・研究・調査及び輸出に係るサルモネラ菌検査等を支援するものとする。

第3 取組主体の要件

本事業の取組主体は、次に掲げる要件の1又は2のいずれかを満たす、生産者、鶏卵処理施設、輸出事業者が連携して輸出促進を図る組織（畜産物輸出コンソーシアム。畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間に畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者も含む。以下、「コンソーシアム」という。）とする。

- 1 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業のうち畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業を実施していること。
- 2 以下の（1）及び（2）の規定を満たしており、管轄都道府県においてシンガポール向け鶏卵輸出農場の認定に必要な書類の確認を受け、農林水産省に申請中の鶏卵生産農場が構成員となっていること。

（1）コンソーシアムの構成員については以下のとおりとする。

- ① 構成員となる鶏卵処理施設は、原則として1つのコンソーシアムにつき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する鶏卵処理施設が複数存在する場合、1つのコンソーシアムにつき複数の鶏卵処理施設を構成員とすることができるものとする。

- ② 鶏卵の生産者は、鶏卵の出荷先である鶏卵処理施設が複数存在し、当該鶏卵処理施設が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
 - ③ 輸出事業者は、輸出鶏卵の仕入元である鶏卵処理施設が複数存在し、当該鶏卵処理施設が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
- (2) コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ① コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有していること。
 - ② コンソーシアム規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - ③ コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
 - ④ 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）ではないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
 - ⑤ GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者であること。
※ <https://www.gfp1.maff.go.jp/>

第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業

取組主体は、サルモネラ菌低減のために次に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする。鶏卵輸出部会は、次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 検討会の開催
- (2) 海外施設等の状況調査
- (3) 試験・研究

2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業

- (1) 鶏卵輸出部会は、取組主体が鶏卵をシンガポール又は米国向けに輸出を行うに当たり必要となるサルモネラ菌検査等の経費相当分を支援するものとする。

- (2) 本事業の支援対象となる鶏卵輸出量（以下「対象数量」という。）は、全取組主体の合計において、322 トンを上限とする。ただし、実施要領別記3の第3の2の(2)に基づき対象数量を増加させた場合には、この限りではない。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

鶏卵輸出部会は、予算の範囲内において、別表1に掲げる補助対象経費及び補助率により第4の事業の実施に要する経費につき補助するものとする。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、第4の事業を実施するために直接必要な経費であって、第4の事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。
- (3) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第7の2に定める応募書の取組計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。
 - ① 委託先が決定している場合には、委託先
 - ② 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和4年2月28日までとする。

第7 事業の公募

- 1 鶏卵輸出部会は、第4の事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選定委員会を設置し、取組主体を公募により採択するものとする。
- 2 応募者は、別記様式第1号を用いて応募書を作成し、鶏卵輸出部会部会長が別に定める期日までに鶏卵輸出部会部会長に提出するものとする。
- 3 公募選定委員会は、本事業の取組主体への応募者（以下「応募者」という。）が第3の要件に合致するか、提出された応募書が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、鶏卵輸出部会は、取組主体を公募するごとに公募選定委員会を開催し、審査を行うものとする。
- 4 取組主体の選定に当たっては、次に掲げる(1)、(2)の順に優先して採択することとする。また、(1)及び(2)のいずれも複数の応募者がいる場合には鶏卵の輸出額が多い者から順に採択することとする。
 - (1) 第3の1の規定を満たしている応募者
 - (2) 第3の2の規定を満たしている応募者
- 5 鶏卵輸出部会は、公募選定審査委員会の審査結果を応募者に対し通知するものとする。

第8 事業の成果目標

- 1 取組主体は、第7の2の応募書の取組計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、シンガポール又は米国向け鶏卵の生産農場におけるサルモネラ陽性率の低減（20%未満とすること）及びシンガポール又は米国向け輸出額の増加とする。
- 2 本事業の成果目標は、事業完了年度から3年度以内に設定するものとする。

第9 補助金交付等の手続き

1 申請手続き

- (1) 公募選定委員会による審査結果において承認との結果通知を受けた取組主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第2号により作成し、鶏卵輸出部会が定める日までに鶏卵輸出部会部会長に正副2部を提出するものとする。
- (2) 取組主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない取組主体については、この限りではない。

2 交付決定の通知

鶏卵輸出部会は、1の規程による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、取組主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

3 申請の取り下げ

取組主体は、申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を鶏卵輸出部会部会長に提出しなければならない。

4 交付決定の変更

取組主体は、2の通知があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別記様式3号の交付変更承認申請正副2部を鶏卵輸出部会部会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 取組主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 補助金の増又は30%を超える減
- (5) 成果目標の変更
- (6) 第4の2の事業における対象となる輸出量の増加

第10 事業の着手

- 1 本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。
ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があるため、補助

金の交付決定前に本事業に着手する場合には、取組主体は、あらかじめ、鶏卵輸出部会の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第4号により作成し、鶏卵輸出部会部会長に提出するものとする。

- 2 1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、取組主体は、本事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、取組主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。

- 3 鶏卵輸出部会は、1のただし書による本事業の着手については、取組主体に対し事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 第4の2の事業については、1から3までの規定の対象外とし、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。

第11 補助金の概算払

取組主体は、第4の1の事業の補助金の全部または一部について概算払いを受けようとする場合は、別記様式5号の概算払請求書正副2部を鶏卵輸出部会部会長に提出するものとする。

第12 事業実績の報告

- 1 事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和4年3月20日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書正副2部を鶏卵輸出部会部会長に提出しなければならない。
- 2 第9の1の(2)のただし書により交付申請をした取組主体は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9の1の(2)のただし書により補助金の交付申請をした取組主体は、1の規程により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した取組主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号の消費税等相当額報告書により速やかに鶏卵輸出部会部会長に報告するとともに、鶏卵輸出部会部会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は翌年5月末までに、同様式により鶏卵輸出部会部会長に報告しなければならない。

第13 補助金の額の確定

- 1 鶏卵輸出部会は、第12の1の規程による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該補助金の額を確定し、取組主体に通知する。

- 2 鶏卵輸出部会は、取組主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期間内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 交付決定の取消

- 1 鶏卵輸出部会は、第9の4の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9の2規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 取組主体が、法令、本要領又は法令若しくは本要領に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 取組主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 取組主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 鶏卵輸出部会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 鶏卵輸出部会は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第13の3の規定を準用する。

第15 事業の評価

- 1 取組主体は別記様式第8号により、第8の2で定める目標年度の翌年度の8月末までに鶏卵輸出部会部会長に報告するものとする。
- 2 第16の指導は、取組主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、取組主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。
- 3 鶏卵輸出部会は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について取組主体に報告を求めることができるものとする。

第16 調査、報告及び指導

鶏卵輸出部会は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、取組主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第 17 事業遅延の届出

取組主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を鶏卵輸出部会部会長に提出し、その指示を受けなければならない。

第 18 補助金の経理

- 1 取組主体は、補助金についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 取組主体は、前項の収入及び支出についてその証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第 19 情報の取扱い

鶏卵輸出部会の職員及び鶏卵輸出部会が設置する公募選定委員会の委員及び助言指導する専門家は、本事業の実施に当たって知り得た取組主体の衛生状況等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 20 その他

鶏卵輸出部会部会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則（令和3年6月24日付け3生畜第353号農林水産省生産局長承認）

この要領は、農林水産省生産局長の承認があった日（令和3年6月24日）から施行する。

別表 1 (第 5 の 1 関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業 取組主体が行う ①検討会の開催 ②海外施設等の状況調査 ③試験・研究</p>	<p>サルモネラ菌低減のための取組又は取組の推進のため左記の事業を実施するのに必要な経費であって、別表 2 に該当するもの</p>	<p>定額</p>
<p>2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業</p>	<p>シンガポール・米国向け輸出に当たり必要となるサルモネラ菌検査等の経費</p>	<p>定額 (令和 3 年 1 月 28 日からの鶏卵輸出量を対象とし、シンガポール・米国向け鶏卵輸出量 1 キログラム当たり 25 円以内を交付する。ただし、全取組主体の合計輸出量において、輸出量 322 トンを上限とする。)</p>

注：補助対象の整理に当たっては、別表 2 の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

別表2（第5の1関係）

費目	内容		注意点
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当		<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。 ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費		<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、取組主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・鶏卵輸出部会の代表者及び鶏卵輸出部会の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、取組主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）		<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、取組主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。

旅費	<p>本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費、諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、取組主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象としない。
需用費	<p>本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、印刷費、資料作成費、サンプル等用原材料費（包装資材、食材費を含む。）、サンプル検査費、資材費、輸送費・通関費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。
役務費	<p>本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>		
賃借料及び使用料	<p>本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・取組主体が所有するものを使用する場合を除く。

委託費	本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費		
その他	輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要な経費		

注：次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (2) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- (4) 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓子代を含む）
- (5) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (6) 宿泊施設（ホテル）の付加サービス利用（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）に要する経費
- (7) その他、事業を実施する上で必要とは認められない経費及び事業の実施に要したことを証明できない経費